

高収益作物次期作支援交付金交付要綱

令和 2 年 4 月 30 日付け 2 生産第 210 号

農林水産事務次官依命通知

(通則)

第 1 高収益作物次期作支援交付金（以下「交付金」という。）の交付については、高収益作物次期作支援交付金実施要綱（令和 2 年 4 月 30 日付け 2 第 211 号農林水産事務次官依命通知。以下「実施要綱」という。）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和 30 年法律第 179 号。以下「適正化法」という。）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和 30 年政令第 255 号。以下「適正化法施行令」という。）、農林畜水産業関係補助金等交付規則（昭和 31 年農林省令第 18 号。以下「交付規則」という。）、予算科目に係る補助金等の交付に関する事務について平成 12 年度の予算に係る補助金等の交付に関するものから地方農政局長に委任した件（平成 12 年 6 月 23 日農林水産省告示第 899 号。）、予算科目に係る補助金等の交付に関する事務について平成 12 年度の予算に係る補助金等の交付に関するものから沖縄総合事務局長に委任した件（平成 12 年 6 月 23 日農林水産省告示第 900 号。以下「沖縄総合事務局長委任告示」という。）及び予算科目に係る補助金等の交付に関する事務について平成 18 年度の予算に係る補助金等の交付に関するものから北海道農政事務所長に委任した件（平成 18 年 6 月 20 日農林水産省告示第 881 号。以下「北海道農政事務所長委任告示」という。）の定めによるほか、この要綱の定めるところによる。

(交付の目的)

第 2 本交付金は、新型コロナウイルス感染症の発生により卸売市場での売上げが減少する等の影響を受けた野菜・花き・果樹・茶等の高収益作物について、国内外の新たな需要等に対応するため、直接販売や契約栽培、輸出に向けて販路の転換又は拡大に取り組む農業者に対して、次期作における資材や機械の導入等の生産活動に対する支援や、輸出等の新たな需要確保に向けた新技術導入、海外の残留農薬基準への対応等の取組に対する支援を行うことを目的とする。

(交付の対象及び交付率)

第 3 農林水産大臣（以下「大臣」という。）は、実施要綱第 2 に定める事業実施主体（以下「交付金事業者」という。）が行う別表に定める事業（以下「交付事業」という。）を実施するために必要な経費のうち、交付金交付の対象として大臣が認める経費（以下「交付対象経費」という。）について、予算の範囲内で交付金を交付する。

2 交付対象経費の区分及びこれに対する交付率は、別表に定めるところによる。

(流用の禁止)

第 4 別表の区分欄に掲げる 1 の事業に係る経費と 2 の事業に係る経費の相互間における経費の流用をしてはならない。

(申請手続)

第 5 交付規則第 2 条に規定する大臣が別に定める申請書類に関する事項は、別記様式第 1 号による交付申請書のとおりとし、交付金の交付を受けようとする者は、交付申請書正副 2 部を地方農政局長

等（北海道にあつては北海道農政事務所長、沖縄県にあつては内閣府沖縄総合事務局長をいう。以下同じ。）に提出しなければならない。

- 2 交付金事業者は、前項の申請書を提出するに当たって、当該交付金に係る消費税仕入控除税額（交付対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に交付率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）があり、かつ、その金額が明らかな場合には、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該交付金に係る消費税仕入控除税額が明らかでない場合は、この限りでない。

（交付申請書の提出期限）

- 第 6 交付規則第 2 条に規定する大臣が別に定める交付申請書の提出期限は、地方農政局長等が別に通知する日までとする。

（交付決定の通知）

- 第 7 地方農政局長等は、第 5 第 1 項の規定による交付申請書の提出があつた場合、審査の上、交付金を交付すべきものと認めるときは速やかに交付決定を行い、交付金事業者に対しその旨を通知するものとする。

（申請の取下げ）

- 第 8 交付金事業者は、交付申請を取り下げようとするときは、交付決定の通知を受けた日から起算して 15 日以内にその旨を記載した書面を地方農政局長等に提出しなければならない。

（契約等）

- 第 9 交付金事業者は、交付事業の一部をほかの者に実施させる場合は、この要綱の各条項を内容とする実施に関する契約を締結し、地方農政局長等に届け出なければならない。
 - 2 交付金事業者は、交付事業を遂行するため、売買、請負その他の契約をする場合は、一般の競争に付さなければならない。ただし、交付事業の運営上、一般の競争に付することが困難又は不適當である場合は、指名競争に付し、又は随意契約をすることができる。
 - 3 交付金事業者は、前項の契約をしようとする場合は、当該契約に係る一般の競争、指名競争又は随意契約（以下「競争入札等」という。）に参加しようとする者に対し、別記様式第 2 号による指名停止等に関する申立書の提出を求めることとし、当該申立書の提出のない者については、競争入札等に参加させてはならない。

（計画変更、中止又は廃止の承認）

- 第 10 交付金事業者は、別表に定める重要な変更該当するときは、あらかじめ別記様式第 3 号による変更等承認申請書正副 2 部を地方農政局長等に提出し、その承認を受けなければならない。
 - 2 地方農政局長等は、前項の承認をする場合において、必要に応じ交付決定の内容を変更し、又は条件を付することができる。

(軽微な変更)

第11 交付規則第3条第1号イ及びロの大臣が別に定める軽微な変更は、別表の重要な変更の欄に掲げる変更以外の変更とする。

(概算払の請求)

第12 交付金事業者は、交付金の全部又は一部について概算払を受けようとする場合には、別記様式第4号の概算払請求書正副2部を地方農政局長等及び官署支出官（北海道農政事務所及び北陸・東海・近畿・中国四国農政局にあっては総務管理官、東北・関東・九州農政局及び内閣府沖縄総合事務局にあっては総務部長をいう。以下同じ。）に提出しなければならない。

なお、概算払の請求は、予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第58条ただし書きに基づく、財務大臣との協議が調った日以降とする。

(事業遅延の届出)

第13 交付金事業者は、交付事業が予定の期間内に完了することができないと見込まれる場合又は交付事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに別記様式第5号により事業遅延届正副2部を交付決定者に提出し、その指示を受けなければならない。

(状況報告)

第14 交付金事業者は、交付事業の交付決定に係る年度の12月31日現在において、別記様式第6号により事業遂行状況報告書正副2部を作成し、当該年度の1月31日までに地方農政局長等に提出しなければならない。ただし、第12の別記様式第4号に定める概算払請求書を提出した場合は、これをもって事業遂行状況報告書に代えることができるものとする。

2 前項に規定する時期のほか、地方農政局長等は、事業の円滑な執行を図るため必要があると認めるときは、交付金事業者に対して当該交付事業の遂行状況について報告を求めることができる。

(実績報告)

第15 交付規則第6条第1項の別に定める実績報告書は、別記様式第7号のとおりとし、交付金事業者は、交付事業を完了したときは、その日から1ヶ月を経過した日又は翌年度の4月10日のいずれか早い日までに、実績報告書正副2部を地方農政局長等に提出しなければならない。

2 第5第2項ただし書の規定により交付の申請をした交付金事業者は、前項の実績報告書を提出するに当たって、当該交付金に係る消費税仕入控除税額が明らかである場合は、これを交付金額から減額して報告しなければならない。

3 第5第2項ただし書の規定により交付の申請をした交付金事業者は、第1項の実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により当該交付金に係る消費税仕入控除税額が確定した場合には、その金額（前項の規定により減額した場合には、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を別記様式第8号の消費税仕入控除税額報告書により速やかに地方農政局長等に報告するとともに、地方農政局長等による返還命令を受けてこれを返還しなければならない。

また、当該交付金に係る消費税仕入控除税額が明らかにならない場合又ははない場合であっても、その状況等について、交付金の額の確定のあった日の翌年6月30日までに、同様式により地方農政局長等に報告しなければならない。

(交付金の額の確定等)

- 第 16 地方農政局長等は、第 15 第 1 項の規定による報告を受けた場合には、実績報告書等の書類の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、その報告に係る交付事業の実施結果が交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき交付金の額を確定し、交付金事業者に通知するものとする。
- 2 地方農政局長等は、交付金事業者に交付すべき交付金の額を確定した場合において、既にその額を超える交付金が交付されているときは、その超える部分の交付金の返還を命ずるものとする。
 - 3 前項の交付金の返還期限は、当該命令のなされた日から 20 日以内とし、期限内に納付がない場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて年利 10.95 パーセントの割合で計算した延滞金を徴するものとする。

(交付決定の取消等)

- 第 17 地方農政局長等は、第 10 第 1 項の規定による交付事業の中止又は廃止の申請があった場合及び次に掲げる場合には、第 7 の規定による交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又は変更することができる。
- (1) 交付金事業者が、法令、本要綱又は法令若しくは本要綱に基づく地方農政局長等の処分若しくは指示に違反した場合
 - (2) 交付金事業者が、交付金を本事業以外の用途に使用した場合
 - (3) 交付金事業者が、交付事業に関して、不正、事務手続の遅延その他不適当な行為をした場合
 - (4) 交付の決定後生じた事情の変更等により、交付事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合
- 2 地方農政局長等は、前項の規定による取消しをした場合において、既に当該取消しに係る部分に対する交付金が交付されているときは、期限を付して当該交付金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。
- 3 地方農政局長等は、第 1 項 (1) から (3) までの規定による取消しをした場合において、前項の返還を命ずるときは、その命令に係る交付金の受領の日から納付の日までの期間に応じて、年利 10.95 パーセントの割合で計算した加算金の納付を併せて命ずるものとする。
- 4 第 2 項の規定による交付金の返還及び前項の加算金の納付については、第 16 第 3 項の規定を準用する。

(財産の管理等)

- 第 18 交付金事業者は、交付対象経費（交付事業をほかの団体に実施させた場合における対応経費を含む。）により取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）については、交付事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、交付金交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。
- 2 取得財産等を処分することにより、収入があり、又はあると見込まれるときは、その収入の全部又は一部を国に納付させることがある。

(交付金の経理)

- 第 19 交付金事業者は、交付事業についての帳簿を備え、ほかの経理と区分して交付事業の収入及び支出を記載し、交付金の使途を明らかにしておかなければならない。

- 2 交付金事業者は、前項の収入及び支出について、その支出内容の証拠書類又は証拠物を整備して前項の帳簿とともに交付事業の完了の日の属する年度の翌年度から起算して5年間整備保管しなければならない。

附 則

- 1 この要綱は、令和2年4月30日から施行する。

別表（第3、第4、第10及び第11関係）

区 分	経 費	交付率	重要な変更	
			経費の配分の変更	事業内容の変更
1 高収益作物次期作支援交付金	実施要綱に基づいて行う事業に係る次の1及び2に掲げる経費 1 高収益作物次期作支援 2 高収益作物次期作支援推進事務	定額		1 交付金事業者の変更 2 交付事業の中止又は廃止 3 交付事業の新設 4 交付金の増 5 交付金の30%を超える減

別記様式第1号（第5関係）

令和〇〇年度高収益作物次期作支援交付金
交付申請書

番 号
年 月 日

〇〇〇農政局長 殿
〔 北海道にあつては北海道農政
事務所長、沖縄県にあつては内
閣府沖縄総合事務局長 〕

所在地
団体名
代表者の役職及び氏名 印

令和〇〇年度において、下記のとおり事業を実施したいので、高収益作物次期作支援交付金交付要綱第5の規定に基づき、〇〇〇円の交付を申請する。

記

- 1 事業の目的
- 2 事業の内容及び計画
- 3 経費の配分及び負担区分

区 分	交付率	交付事業に要 する経費 (A+B)	負 担 区 分		備 考
			国庫交付金 (A)	その他 (B)	
〇〇〇〇 〇〇〇〇 〇〇〇〇		円	円	円	
合 計					

(注)

- 1 区分の欄は、別表の経費の欄の事業名を記載する。ただし、交付率が異なる場合には交付率ごとに記載すること。（5 収支予算の(2)支出の部において同じ。）
- 2 備考欄には、消費税仕入控除税額を減額した場合は「減額した金額〇〇〇円」を、同税額がない場合は「該当なし」を、同税額が明らかでない場合には「含税額」をそれぞれ記入すること。
- 3 事業を委託して実施する場合は、備考欄に委託する理由、委託予定先、委託する業務の内容を記入するとともに、該当する事業費の上段にその委託費の額を（ ）書きで記入すること。

4 事業の完了予定年月日

令和〇〇年〇〇月〇〇日

5 収支予算

(1) 収入の部

区 分	本年度予算額	前年度予算額	比較増減		備考
			増	減	
1 国庫交付金 2 自己資金	円	円	円	円	
合 計					

(2) 支出の部

区 分	本年度予算額	前年度予算額	比較増減		備考
			増	減	
〇〇〇〇 〇〇〇〇 〇〇〇〇	円	円	円	円	
合 計					

6 添付書類

- (1) 交付金事業者については、定款、規約等及び収支予算（又は収支決算）
- (2) 外部へ委託する場合は、その委託契約書案
- (3) その他地方農政局長等が必要とする資料

(注)

- 1 この申請書は、交付金事業者ごとに作成すること。
- 2 計画承認の事業内容から変更がある場合には、計画承認を受けた計画書の変更箇所を加筆修正（変更部分を二段書きとし、変更前を括弧書で上段に記載）した該当資料ページを添付して提出すること。

別記様式第2号（第9関係）

契約に係る指名停止等に関する申立書

年 月 日

〔交付金事業者〕 殿

所 在 地
商号又は名称
代表者の役職及び氏名 印

当社は、貴殿発注の〇〇契約の競争参加に当たって、当該契約の履行地域について、現在、農林水産省の機関から〇〇契約に係る指名停止の措置等を受けていないことを申し立てます。

また、この申立てが虚偽であることにより当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

（注）

- 1 〇〇には、「工事請負」、「物品・役務」のいずれかを記載すること。
- 2 この申立書において、農林水産省の機関とは、本省内局及び外局、施設等機関、地方支分部局並びに農林水産技術会議事務局筑波産学連携支援センターをいう。
ただし、北海道にあつては国土交通省北海道開発局、沖縄県にあつては内閣府沖縄総合事務局を含む。
- 3 「指名停止の措置等」の「等」は、公正取引委員会から、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律に基づく排除措置命令又は課徴金納付命令を受けた者であつて、その命令の同一事案において他者が農林水産省の機関から履行地域における指名停止措置を受けた場合の当該公正取引委員会からの命令をいう。
なお、当該命令を受けた日から、他者が受けた指名停止の期間を考慮した妥当な期間を経過した場合は、この限りでない。

別記様式第3号（第10関係）

令和〇〇年度 高収益作物次期作支援交付金
変更等承認申請書

番 号
年 月 日

〇〇〇農政局長 殿

〔 北海道にあつては北海道農政
事務所長、沖縄県にあつては内
閣府沖縄総合事務局長 〕

所在地
団体名
代表者の役職及び氏名 印

令和〇〇年〇月〇日付け〇〇第〇〇号をもって交付金の交付決定通知のあつた事業について、下記のとおり〇〇（注1）したいので、高収益作物次期作支援交付金交付要綱第10の規定に基づき申請する。

記（注2）

（注）

- 〇〇については、変更の場合は「変更」、中止の場合は「中止」、廃止の場合は「廃止」とする。
- 記の記載要領は、別記様式第1号の記の様式に準ずるものとする。この場合において、同様式中「事業の目的」を「変更の理由」（中止の場合は「中止の理由」、廃止の場合は「廃止の理由」と置き換え、交付金の交付決定により通知された事業の内容及び経費の配分と変更後（中止の場合は中止後、廃止の場合は廃止後）の事業の内容及び経費の配分とを容易に比較対照できるように変更部分を二段書きとし、変更前（中止又は廃止前）を括弧書で上段に記載すること。
なお、添付書類については、交付申請書に添付したもののうち、変更があつたものに限り添付すること（申請時以降変更のない場合は省略できる。）。

別記様式第4号（第12関係）

令和〇〇年度 高収益作物次期作支援交付金
概算払請求書

番 号
年 月 日

〇〇〇農政局長 殿
〔 北海道にあつては北海道農政
事務所長、沖縄県にあつては内
閣府沖縄総合事務局長 〕

官署支出官 〇〇 殿
(第12に定める官署支出官名を記入)

所在地
団体名
代表者の役職及び氏名 印

令和〇〇年〇月〇日付け〇〇第〇〇号で交付金の交付決定の通知のあつた事業について、高収益作物次期作支援交付金交付要綱第12の規定に基づき、概算払の請求をしたいので、下記により金〇〇〇〇円を概算払によって交付されたく請求する。

また、併せて、令和〇〇年〇〇月〇〇日現在における遂行状況を下記のとおり報告する。

記

区分	総事業費	国庫 交付金 (A)	既受領 額 (B)		遂行状 況報告 〇月〇 日現在 の出来 高	今回請求額 (C)		残額 (A) - ((B) + (C))		事業完了 予定年月 日	備 考
			金額	出来 高		金額	〇月〇日 現在の予 定出来高	金額	〇月〇日 までの予 定出来高		
	円	円	円	%	%	円	%	円	%		

(注)「区分」の欄には、別記様式第1号の記の「3 経費の配分及び負担区分」に記載された事項について記載すること。

別記様式第5号（第13関係）

令和〇〇年度 高収益作物次期作支援交付金
事業遅延届

番 号
年 月 日

〇〇〇農政局長 殿
〔 北海道にあつては北海道農政
事務所長、沖縄県にあつては内
閣府沖縄総合事務局長 〕

所在地
団体名
代表者の役職及び氏名 印

令和〇〇年〇月〇日付け〇〇第〇〇号で交付金の交付決定の通知のあつた事業の遅延について、高収益作物次期作支援交付金交付要綱第13の規定に基づき下記のとおり報告します。

記

1. 事業担当者名〔代表〕（所属部局・職名）
2. 推進事業の内容及び進捗状況
3. 遅延理由
4. 遅延に対して講じた措置
5. その他

別記様式第6号（第14関係）

令和〇〇年度 高収益作物次期作支援交付金
遂行状況報告書

番 号
年 月 日

〇〇〇農政局長 殿
〔 北海道にあつては北海道農政
事務所長、沖縄県にあつては内
閣府沖縄総合事務局長 〕

所在地
団体名
代表者の役職及び氏名 印

令和〇〇年〇月〇日付け〇〇第〇〇号をもって交付金の交付決定通知のあつた事業について、高収益作物次期作支援交付金交付要綱第14の規定により、その遂行状況を下記のとおり報告する。

記

区 分	総事業費	事業の遂行状況				備 考
		〇年〇月〇日までに 完了したもの		〇年〇月〇日以降に 実施するもの		
		事業費	出来高比率	事業費	事業完了 予定年月日	
	円	円	%	円		

(注)

- 「区分」の欄には、別記様式第1号の記の「3 経費の配分及び負担区分」に記載された事項について記載すること。
- 「事業費」の欄には、事業の出来高を金額に換算した額を記載すること。

別記様式第7号（第15第1項関係）

令和〇〇年度 高収益作物次期作支援交付金
実績報告書

番 号
年 月 日

〇〇〇農政局長 殿
〔 北海道にあつては北海道農政
事務所長、沖縄県にあつては内
閣府沖縄総合事務局長 〕

所在地
団体名
代表者の役職及び氏名 印

令和〇〇年〇月〇日付け〇〇第〇〇号をもって交付金の交付決定通知のあつた事業について、交付決定通知の内容に従い実施したので、高収益作物次期作支援交付金交付要綱第15第1項の規定により、その実績を報告する。

（また、併せて精算額として高収益作物次期作支援交付金〇〇〇円の交付を請求する。）

記

- 1 事業の目的
- 2 事業の内容及び実績
- 3 経費の配分及び負担区分

区 分	交付率	交付事業に要した 経費 (A+B) 円	負 担 区 分		備 考
			国庫交付金 (A) 円	その他 (B) 円	
〇〇〇〇 〇〇〇〇 〇〇〇〇					
合 計					

(注)

- 1 区分の欄は、別表1の経費の欄の事業名を記載する。ただし、交付率が異なる場合には交付率ごとに記載すること。（5 収支予算の(2)支出の部において同じ。）
- 2 備考欄には、消費税仕入控除税額を減額した場合は「減額した金額〇〇〇円」を、同税額がない場合は「該当なし」を、同税額が明らかでない場合には「含税額」をそれぞれ記入すること。

4 事業の完了年月日 令和〇〇年〇〇月〇〇日

5 収支精算

(1) 収入の部

区 分	本年度精算額	本年度予算額	比較増減		備考
			増	減	
1 国庫交付金 2 その他	円	円	円	円	
合 計					

(2) 支出の部

区 分	本年度精算額	本年度予算額	比較増減		備考
			増	減	
〇〇〇〇 〇〇〇〇 〇〇〇〇	円	円	円	円	
合 計					

6 添付書類

(注)

- この実績報告書は、当該報告に係る交付申請書ごとに作成すること。
- 添付書類については、支払経費ごとの内訳を記載した資料、帳簿等の写し及び契約書、請求書、領収書等の写しを添付し、経費以外のものは、交付申請書又は変更等承認申請書に添付したもののうち、変更があったものに限り添付すること。（経費以外のものについては、申請時以降変更のない場合は省略できる。）

※ 括弧内は、実績報告と同時に交付金の交付を請求する場合に記載する。

※ 事業計画の承認申請に当たり提出した申請書と記載及び添付書類が重複し省略した場合は、「記」以下を下記の（注）に置き替える。

(注)

- 事業の実績が、交付申請の内容と同様のときは、「なお、事業の実績内容等は、交付申請の内容と同様であった。」
- 軽微な変更があったときは、交付決定を受けた事業計画書の写しに変更箇所を加筆修正し添付すること。
- 添付書類については、支払経費ごとの内訳を記載した資料、帳簿等の写しを添付すること。
- 支払経費の確認のため必要がある場合は、確認のための資料（例：契約書、請求書、領収書等の写し）を、「及び」以降に追記すること。
また、支払経費の確認以外にも、必要に応じ事業実施等の確認のための資料（例：写真、議事録等の写し）を、「及び」以降に追記すること。

別記様式第8号（第15第3項関係）

令和〇〇年度 高収益作物次期作支援交付金
の消費税仕入控除税額報告書

番 号
年 月 日

〇〇〇農政局長 殿
〔 北海道にあつては北海道農政
事務所長、沖縄県にあつては内
閣府沖縄総合事務局長 〕

所在地
団体名
代表者の役職及び氏名 印

令和〇〇年〇月〇日付け〇〇第〇〇号をもって交付決定通知のあつた高収益作物次期作支援交付金について、高収益作物次期作支援交付金交付要綱第15第3項の規定に基づき、下記のとおり報告する。

記

1 適正化法第15条の補助金等の額の確定額 (令和〇〇年〇月〇日付け〇〇第〇〇号による額の確定通知額)	金	円
2 補助金等の確定時に減額した消費税仕入控除税額	金	円
3 消費税及び地方消費税の申告により確定した消費税仕入控除税額	金	円
4 補助金等返還相当額(3-2)	金	円

(注) 記載内容の確認のため、以下の資料を添付すること。

なお、補助事業者が法人格を有しない組合等の場合は、すべての構成員分を添付すること。

- ・消費税確定申告書の写し（税務署の收受印等のあるもの）
- ・付表2「課税売上割合・控除対象仕入税額等の計算表」の写し
- ・3の金額の積算の内訳（人件費に通勤手当を含む場合は、その内訳を確認できる資料も併せて提出すること）
- ・補助事業者が消費税法第60条第4項に定める法人等である場合、同項に規定する特定収入

の割合を確認できる資料

- 5 当該補助金等に係る消費税仕入控除税額が明らかにならない場合、その状況を記載
[]

(注) 消費税及び地方消費税の確定申告が完了していない場合にあつては、申告予定時期も記載すること。

- 6 当該補助金等に係る消費税仕入控除税額がない場合、その理由を記載
[]

(注) 記載内容の確認のため、以下の資料を添付すること。

なお、交付金事業者が法人格を有しない組合等の場合は、すべての構成員分を添付すること。

- ・免税事業者の場合は、補助事業実施年度の前々年度に係る法人税（個人事業者の場合は所得税）確定申告書の写し（税務署の收受印等のあるもの）及び損益計算書等、売上高を確認できる資料
- ・新たに設立された法人であつて、かつ免税事業者の場合は、設立日、事業年度、事業開始日、事業開始日における資本金又は出資金の金額が証明できる書類等、免税事業者であることを確認できる資料
- ・簡易課税制度の適用を受ける事業者の場合は、補助事業実施年度における消費税確定申告書（簡易課税用）の写し（税務署の收受印等のあるもの）
- ・補助事業者が消費税法第 60 条第 4 項に定める法人等である場合は、同項に規定する特定収入の割合を確認できる資料